

添付書類の作成

1 採石業者登録証等

採石業者登録証の写し又は採石業者登録簿の写しを添付すること。

2 保証書

要綱第6条の規定に基づく保証書を添付すること。

3 土地登記簿の謄本

- (1) 岩石採取場に関する土地一覧表（様式第2号）に記載した物件について番号順に謄本を綴じること。
- (2) 土地登記簿の謄本の有効期間は、原則として、法務局が発行した日から3ヶ月以内のものであること。
- (3) 認可申請書の正本には、土地登記簿の謄本の正（法務局による朱印のあるもの）を認可申請書の副本及び控えについては、土地登記簿の謄本の正をコピーしたものを添付すること。
- (4) 原材料、製品等の搬出入に際し、他人の土地を利用するときは、当該土地についての利用承諾書等及び土地登記簿の謄本を添付すること。

4 契約書

- (1) 他人の土地で岩石を採取するときは、当該土地において岩石を採取する旨を内容とする土地所有者、その他土地に関し第三者に対抗する権利を有する者等と申請者との間の契約書、若しくは同意書の写し、又は権限を取得する見込みが十分であることを示す書面（例えば売買予約契約書等）の写し等を添付すること。
- (2) 契約の期間は、認可申請の期間と同等若しくはそれ以上あること。

5 承諾書

必要に応じ地元行政区、水利権者、採取場に隣接する土地の所有者、里道通行等について承諾書の写しを添付すること。

6 監督計画書（記載例1）

業務管理者が、岩石採取場において認可採取計画に従って岩石の採取及び災害の防止が行われるよう監督するための計画を記載した書面。

7 管理機構組織図（記載例2）

- (1) 採石の業務を行うための企業内の組織を図化して記載すること。
- (2) 業務管理者の位置も明示すること。

8 採掘規格図（記載例3）

- (1) 標準的採掘法を図化したもので、基準書の基準以下であること。
- (2) 縮尺は任意とする。

9 発破規格図（記載例4）

- (1) 標準的発破方法を図化し、穿孔長、孔間隔、装薬量及び一回当たり最大装薬量等を記載すること。
- (2) 縮尺は任意とする。

10 岩石採取跡地整備計画書（様式第3号）（記載例5）

(1) 採取跡地の利用計画

- ア 採取した跡地の利用目的、その目的に供しようとする時期について地区分けをし、計画の概要を記載すること。
- イ 跡地整備計画と合致すること。

(2) 採取跡地の緑化計画

- ア 災害防止のため必要な箇所については、認可期間中に緑化を推進すること。
- イ (1)により跡地利用計画のないところ、他法令に基づき緑化を義務付けられているところ、及び積極的に緑化を推進しようとするところについて、その時期、方法、樹種を記載すること。

(3) 採取跡地の整備計画

- ア 終掘における採取跡地の整備計画（災害防止計画、危害防止計画）を具体的に記載すること。

(4) 緑化が困難な理由

- ア 他法令により跡地の利用計画があらかじめ確定しているもの、地主との契約により跡地の利用目的が確定しているもの等その理由を具体的に記載すること。

11 資金計画書（記載例6）

- ア 採取跡における災害防止のための工事費用と、これに必要な資金の確保の方法を記載すること。工事量については、岩石採取跡地整備計画と一致すること。

12 廃土処理計画（記載例7）

- (1) 廃土石の処理方法、廃土石たい積場の位置、たい積方法、たい積物の崩壊防止の施設及び雨水排水の処理等を具体的に記載すること。（一時仮置きも含む）
- (2) 場外に廃土たい積場を確保しているときは、その所在地及び上記(1)を記載すること。
- (3) 盛土高が15.0メートル以上の場合、安全確保のため、盛土の安定計算を行うこと。

1.3 破碎選別系統図（記載例 8）

岩石の破碎選別から製品に至るまでの工程を図化（フローシート）して機械の名称、能力、出力等を記載すること。

1.4 排水計算書（記載例 9）

- (1) 降雨による流出量の算式は $Q_r = (1 / 360) f \cdot r \cdot A$ により算出する。
- (2) f ：流出係数は、裸地 0.9 山林 0.6 とする。
- (3) r ：流達時間内の平均降雨強度は、基準書により 50 年確率雨量から算出した別表（1）による。（流域面積 50 ha 以下の流達時間は $T = 10$ 分）
- (4) A ：集水面積は、実測平面図から算出する。広流域のときは周辺図から算出してもよい。
- (5) 通水能力の算出は、 $Q = A \cdot v$ 、 $v = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$ により算出する。（別途の流出計算簡便表により計算してもよい。）但し、 A は断面積、 v は流速
- (6) n ：粗度係数は、ヒューム管 0.013、コンクリート二次製品 0.014、コンクリート現場打ち 0.016、土の開削水路 0.025~0.030、岩の開削水路 0.035 とする。
- (7) R ：径深は断面積（ A ）÷潤辺（ P ）
- (8) I ：動水勾配
- (9) A ：断面積は管路のときは管径の 3/4 の断面とし、開水路のときは水路高の 8 割水深の断面とすること。
- (10) 通水能力は流出量以上であること。

1.5 沈殿池容量計算（記載例 10）

- (1) 洗浄汚濁水については、水質汚濁防止法に基づく排水基準値以下にすること。
- (2) 降雨による切羽通過汚濁水についても(1)の基準値以下にするよう努めること。
- (3) 沈殿池は崩壊又は地滑りのおそれのない箇所に設置するとともに十分な処理能力を有するものでなければならない。また必要に応じ沈殿促進剤等を投入する等により、汚濁水の流出を未然に防止すること。
- (4) 沈殿池はコンクリート造り、その他堅固な構造とし常に最大機能を発揮できるよう措置すること。
- (5) 流出土砂量は、年間 1ha 当り裸地で 400 m³、山林で 15 m³とすること。
- (6) 沈殿池の水深上部 1 mは、掃流現象等により沈殿物が再懸濁するので無効容量とし、その下部容量が流出土砂の 3 箇月分以上であること。

1.6 鉱量計算書（記載例 11）

- (1) 添付図面の横断図から両端断面平均法により算出すること。
- (2) 等高線算出法、電算による算出等のときは、根拠を明示すること。
- (3) 計算された鉱量と、様式第 1 号の 7 の総計とは、合致すること。

1.7 他法令の許可書等

- (1) 岩石の採取に係る行為に関連し、他の行政庁の許可、認可、その他の処分を受けることを必要とするときは、当該処分を行った行政庁が発行した証明書、若しくは許可証の写しを添付すること。
- (2) 「受ける見込に関する書面」については、他法令の許可、認可、その他の処分を受けるため、申請者が当該行政庁へ提出した申請書等の写しを添付すること。(提出年月日を必ず記入すること。)
- (3) 他法令に基づく手続きの中には、申請から処分に至るまで相当な期間を要するものもあるので注意すること。

1.8 写真

- (1) 写真は、採取場の全景(縦写真でも可)、切羽の状況、沈殿池、廃土石堆積場、搬出路、標識等を撮影し、A4判の用紙に貼って番号を付して提出すること。又、平面図に撮影の位置、撮影の方向、番号を明示すること。
- (2) 採取場の出入口付近、場外から容易に採取場内へ立入が可能な箇所及び沈殿池周囲には、危害防止上の措置(防護柵、表示板)を行い、写真撮影すること。

1.9 場外搬入資材等一時たい積(仮置き)計画書(記載例12)

一時たい積(仮置き)とは、認可期間中、事業区域内(のうち、保全区域を除く)に区域外から資材(建設残土等)を搬入し、製品等として搬出するものを一時的に置くことであり、廃土、廃石及び跡地整備計画で使用するために搬入されるものとは区分され、期間終了日には全て搬出されていなければならない。

(処理方法・基準)

- (1) たい積場は、切土平場とし、その方法は、水平層状たい積法とする。
- (2) たい積場の法面勾配は、30度以下で一段の高さは、5m以下とし一段ごとに幅2m以上小段を設け、最大たい積高は、15m以下とする。
- (3) 一時たい積(仮置き)ができるのは認可期間のみであるので、認可期間終了日には全て搬出を終えて、場内には搬入した一時たい積物は一切存在しないこと。
- (4) 計画書記載項目のうち、上記に定めがないもので採石技術指導基準に定めがあるものについては、これを援用する。

ただし、林地開発許可区域内の場合は、森林法の基準(ストックヤード)に準じ、添付図書も同様とする。